

平成30年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時：平成31年2月22日（金）14時～

場 所：門真市保健福祉センター 4階会議室1・2

■会議次第

1 開会

2 議題

- ① 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について
- ② 障がい者の理解啓発・理解促進について、障がい者週間キャンペーン他
- ③ 自転車を利用した移動支援事業の実施について
- ④ 障がい者差別解消法にかかる対応状況について
- ⑤ 医療的ケアが必要な子どもたちのためのコーディネーターの配置について
- ⑥ その他 自殺対策計画策定について

3 閉会

■配布資料

<事前配布>

会議次第

協議会次第

資料1-1 「地域生活支援拠点ジェイ・エス」整備スケジュール

資料1-2 地域生活支援拠点写真

資料2-1 障がい者週間 キャンペーン報告

資料2-2 古川橋駅前街頭キャンペーンで配布した「ふれあい折り紙」

資料2-3 当事者団体「門真クラブ」における平成30年度の啓発活動についての報告

資料2-4 【サブ協議会まとめ】 障がい者の理解啓発・理解促進活動

資料3-1 移動支援 自転車利用に関する事業者向けアンケート結果

資料3-2 移動支援 自転車利用に関する自治体向けアンケート結果

資料4-1 平成29年度 障害者差別解消法対応状況まとめ

資料4-2 門真市障がい者差別解消専門会議の実施について

資料5 医療的ケア児等コーディネーター養成研修について

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

障害者優先調達目標と実績（経年）

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児

福祉計画冊子

障がい者優先調達目標と実績

移動支援 自転車利用に関する自治体向けアンケート結果

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：小寺委員（会長）松本委員、清石委員、古友委員、E委員、大北委員、中村委員、
可知委員、野志委員、中井委員、松田委員、山本委員

事務局：障がい福祉課 狩俣課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、池田主任、伊達係員、
三村係員

■欠席者

委員：小原委員、伊藤委員、東野委員

■傍聴者：1名

■議 事 開 会

事務局： 定刻になりましたので、ただ今より平成30年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます、障がい福祉課主任の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って司会進行させていただきます。ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。本日の出席委員は、15名中、12名でございます。なお、門真市医師会理事の小原時郎様、門真市手をつなぐ育成会理事長東野弓子様、大阪府中央子ども家庭センター 伊藤麻美様は、欠席でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。本協議会につきましては、原則の考え方で「公開」を考えておりました、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

会 長： ただいま、事務局より、会議の市民への公開について提案がありましたが、

何かご意見等ございますか。

会 長： 異議なしということで、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくということとさせていただきます。それでは、傍聴者がいるようでしたら入室してもらってください。

事務局： それでは、早速会議に入らせていただきます。まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日配布しております資料は、協議会委員名簿、座席表、障害者優先調達目標と実績（経年）、門真市第3次障がい者計画冊子、門真市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画冊子でございます。移動支援 自転車利用に関する自治体向けアンケート結果です。これにつきましては、事前に配布させていただいている資料の差し替え分となります。事前に配布させていただいた資料に関しましては回収させていただいております。もしまだ回収させていただいていない委員さんに関しましては会議終了後いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

また、そのほかに、大阪手をつなぐ育成会様より、配布の依頼を受けました「障害者の権利条約」も配布させていただいております。

次に事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1-1「地域生活支援拠点ジェイ・エス」整備スケジュール、資料1-2 地域生活支援拠点写真、資料2-1 障がい者週間 キャンペーン報告、資料2-2 古川橋駅前街頭キャンペーンで配布した「ふれあい折り紙」、資料2-3 当事者団体「門真クラブ」における平成30年度の啓発活動についての報告、資料2-4【サブ協議会まとめ】障がい者の理解啓発・理解促進活動、資料3-1 移動支援 自転車利用に関する事業者向けアンケート結果、資料3-2 移動支援 自転車利用に関する自治体向けアンケート結果、資料4-1 平成29年度 障害者差別解消法対応状況まとめ、資料4-2 門真市障がい者差別解消専門会議の実施について、資料5 医療的ケア児等コーディネーター養成研修についてでございます。

また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）も配付いたしております。不足等がございましたら、お知らせください。それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長： はい、そうしましたら、議事進行に入っていきたいと思っております。お手元の次第に沿いまして進めていきたいと思っております。

議題①、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について 事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 障がい福祉課東谷でございます。

それでは、議題1 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業についてご説明いたします。失礼して座って説明させていただきます。資料1-1と資料1-2をご覧ください。

桑才新町に建設中でありました「地域生活支援拠点ジェイ・エス」につきましては、先日2月20日に建設が完了し、平成31年4月1日に開設することとなっております。グループホームの入居者は、昨年11月に入居希望者が募集され、12月19日に行われた社会福祉法人 門真共生福祉会の利用者選定委員会にて決定されております。現在、入居者との契約がすすめられており、4月1日より入居が開始されます。ショートステイにつきましては、3月18日以降に利用者の契約を開始し、5月7日より利用開始を予定しております。

また、現在、門真市保健福祉センター内にあります「門真市障がい者基幹相談支援センター・えーる」及び「門真市障がい者虐待防止センター」が当該拠点に移転し、4月1日より業務を開始いたします。開設のお知らせにつきましては広報かどま3月号及び市ホームページに掲載いたします。4月1日の開設に先立ちまして、3月16日に竣工式・式典及び内覧会が執り行われることとなっております。

以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございました。そうしましたら、ただいまの事務局からのご説明について委員の方からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

E委員： 差し支えなければ、男女の比率とか、条件とか、あるのでしょうか

事務局： グループホームにつきましては、男女10名ずつが入って。すいません、グループホームは7床なので7名。あとの6床につきましては、ショートステイで利用されることとなっております。

E委員： 制限の年数などありますか。

事務局： グループホームにつきましては、男女でわけましたら7床中6床が永住型、1床がトレーニング型。1床は半年から1年で循環させる形となっております。

会 長： はい、よろしいでしょうか。他ございませんでしょうか。

C委員： 入所されている障がいの状況等をできる範囲で結構ですので、どういう障がい名をお持ちの方がおられるとか、重身の方が何人おられるのか教えていただきたいです。

会 長： はい、契約されている方、もう入居者はすべてきまったのですか。

事務局： 12月に選定委員会が行われ、決まっております。障がい種別などはこちらで把握しておりません。共生福祉会の方で選定委員会が行われておりますのでこちらでは把握しておりません。

会 長： 共生福祉会さんのほうでわかりますか。内訳。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーる

： 担当が出てきておりませんので基幹相談支援センターの方では把握しておりません。ただ、区分でいいますと、区分が5. 平均区分が5を超えているという話を伺っております。通常、グループホームの平均区分が2程度と聞いているのですが、今回の地域生活支援拠点の区分は平均が5を超えているというのは、法人本部から報告があったことは聞いています。

会 長： はい、その程度でよろしいでしょうか。他ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら次の議題に移りたいと思います。次に、議題②、障がい者の理解啓発・理解促進について、障がい者週間キャンペーン他 につい

て、事務局の説明をお願いいたしたいと思います。

事務局： 池田でございます。それでは、私より、議題2、障がい者週間キャンペーンについて、ご説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。障がい者週間キャンペーン（大阪ふれあいキャンペーン）とは、障がい者団体、地域福祉団体、府・市町村が一体となり、協賛企業・団体との協力も得ながら、府内各地でシンポジウムや街頭キャンペーンなど障がい理解の啓発イベントを開催しております。本市におきましても、12月3日～9日の障がい者週間に合わせて、障がいや障がいのある方の啓発活動の一環として、街頭キャンペーン及び演奏会を実施いたしました。街頭キャンペーンは、12月3日（月）13時30分から15時30分まで、京阪古川橋駅前及びイオン古川橋駅前店にて障がい当事者の演奏会と共に実施し、また翌12月4日（火）には12時10分から12時45分まで、門真市役所別館1階ロビーにて演奏会を行いました。今年度は、啓発活動の見直しを図るため、差別解消専門部会準備会に参加されている当事者団体のご意見も頂きながら進めてまいりました。街頭キャンペーンにおきましては、例年、ふれあい折り紙の配布を行っていましたが、今年度は、古川橋周辺にてふれあい折り紙の配布と共に、ヘルプマークのちらしの配布及び駅前清掃活動を行いながらこれら啓発物の配布や、当事者団体によるバンド演奏会、ふれあい折り紙を使った折り紙コーナーの設置、障がい者団体、事業所による街頭PRとともに、古川橋イオン内にて障がい者通所事業所による自主製品の販売を行いました。今年度の振り返りとしまして、街頭キャンペーンでは、ヘルプマークのストラップを市民の方にも見ていただけるように首から下げ、配布物の配布を行うことで、実際にヘルプマークに興味を持たれ、交付を希望される方もおられました。また、平成31年1月31日実施の門真市障がい者差別解消専門会議準備会における振り返りの意見としては、「折り紙については、あまり興味を持ってもらいにくく、また障がい者の理解啓発としては内容が不十分」との意見が出ました。

古川橋駅前街頭キャンペーンでの演奏会については、街頭キャンペーン時間中に音楽が流れることで、市民の方にも興味を持ってもらい、配布物も受け取ってもらいやすいため、次年度も演奏会を続けて欲しいとの意見が多くありました。次年度に向けては、今回、開催いたしました場所が、古川橋駅前とイオン古川橋駅前店内と会場が離れてしまい、イベントの一体感が感じられないとの意見もいただきました。また、古川橋駅前自主製品の販売の許可が取れず、イオン古川橋駅前店にお願いしましたが、イオン古川橋駅前店の店頭ではイオン古川橋駅前店のイベントと重なり、店内ロビーでの出店となりました。自主製品の販売については、当事者の販売意欲にもつながり、継続して欲しいとの意見もあり、販売促進としては、駅前での展開が有効と考えられるため、次年度は駅前での販売が可能となるよう京阪電鉄株式会社と再度話し合いを行っていきたくて考えております。また、今年度はイベントの企画を決めるのが遅くなってしまい、連絡がもれていた団体があり、大変ご迷惑をおかけしました。今後につきましては、市民周知の面からも、イベントの内容を早い段階で決めていきたいと考えております。各団体の皆様には、今後ともご意見やご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

会 長： はい、ありがとうございました。そうしましたらこれまでのところのご説明でなにかご質問、ご意見等ございませんでしょうか。そうしましたら、次に、当事者団体「門真クラブ」高田様から平成 30 年度の啓発活動について報告をお願いいたします。

門真市障がい者相談支援事業所あん

： クラブにおける平成 30 年度の啓発活動についての報告をさせていただきます。今年度門真クラブの事務局としてさせていただきました地域活動支援センターあんの高田と申します。宜しくお願ひいたします。座って報告させていただきます。失礼します。資料は、手元の 2－3 になります。門真クラブは平成 8 年ごろ精神障がい者が通所する授産施設やクリニック、保健所のグループワーク等のメンバーによって交流会が立ち上がり、平成 15 年に「門真クラブ」という名称が付いたという経緯があります。現在も門真市域の精神障がい者社会復帰施設等に通所するメンバーたちが交流を図り、仲間意識を高め、社会参加に向けて意欲的に活動しています。また、門真市障がい者地域協議会の専門部会の一つ、精神保健専門部会としても位置付けられています。

参加機関は、就労継続支援 B 型サニーデイ、アイ・i、ホワイトハウス、就労移行支援 JSN 門真、地域活動支援センター I 型あん、II 型ふろんていあ、精神科診療所香西クリニック、おはらクリニック、基幹相談支援センターえーる、障がい福祉課の各機関です。

主な活動内容は精神障がい者理解促進事業への参加、外出レクなどの交流、防災に関することなどの研修などで、当事者が中心となり地域で生活する精神障がい当事者が過ごしやすい地域づくりを目指しています。29 年度までの啓発活動は門真市社会福祉協議会が主催する精神障がい者理解促進事業に参加・協力をしていました。精神障がい者理解促進事業は平成 16 年度から始まっており、校区福祉委員を対象に精神疾患や精神障がいをかかえて地域で生活する当事者への理解・啓発を目的に行われています。平成 22 年度からは当事者の方による体験談、当事者の方たちとの喫茶やゲームによる交流、相談関係施設・機関紹介などの内容で約 2 時間程度行っています。主に、門真クラブは門真市社会福祉協議会の依頼により当事者による体験談や喫茶・ゲームの交流部分を担当しています。基本的に年 2 回実施されています。平成 30 年度の啓発活動は理解促進事業に加えて、対象を広げられればという思いをもっていました。結果として 1 年間で 6 回の啓発活動に参加・協力をしました。今年度行った啓発活動の報告を簡単にいたします。精神障がい者理解促進事業は校区福祉委員の方を主な対象にしており、今年度は門真校区（平成 30 年 9 月 7 日（金）実施）とみらい第一校区（平成 31 年度 3 月 28 日（木）実施予定）の 2 つが対象でした。門真市地域福祉連絡会は住民全体の地域福祉を図ることを目的に専門分野の異なる福祉関係の団体（児童・障がい・高齢・医療など）が連携しています。そこから、大人のひきこもりをテーマに研修会を開催したいということで門真クラブに依頼がありました。講演の対象は、門真市の児童・障がい・高齢・医療分野の施設職員と校区福祉委員でした。平成 30 年 7 月 11 日（水）門真市保健福祉センターにて研修会を行い、講演の内容は大府こころの健康総合センター臨床心理士からのお話、当事者の方による体験談、

質疑応答などでした。引きこもりを経験したことのある当事者の方が体験談を話していただきました。大阪府立門真なみはや高校の福祉コースの授業として、精神障がい理解について学ぶ時間があり、門真市内の相談支援事業所に授業の依頼がありました。その授業時間を活用して当事者の話を聞く機会を得られればという学校の狙いもあり、障がいの理解促進のために平成30年7月26日(木)に門真なみはや高校 福祉コース2年生の授業に参加することになりました。内容は門真市内にある精神障がい者が利用する各施設の紹介、精神障がい者当事者の方による体験談、高校生自己紹介、グループ交流を行いました。門真市民生委員児童委員協議会10月度定例会に門真市福祉政策課からの依頼で全体研修の講師として参加しました。門真市民生委員児童委員さんを対象に精神障がい理解啓発活動をする時間をいただきました。平成30年10月12日(金)に門真市南部市民センターにて実施され、当事者の体験談を話して病気や障がいを知ってもらう機会になりました。ボランティア連絡会研修では、門真市内でボランティア活動をしている団体が集まったボランティア連絡会の構成会員を対象に精神障がいについての理解促進をしてほしいと門真市社会福祉協議会から依頼があり、平成31年1月22日(火)に門真市保健福祉センターにて実施の研修に参加することになりました。内容は門真市内にある精神障がい者が利用する各施設紹介、精神障がい者当事者の方による体験談、ゲーム・交流会、関係機関紹介を行いました。まとめと今後の展望としましては、平成29年度中から門真クラブでは啓発活動を広めていきたいという考えは持っていました。地域福祉連絡会や門真なみはや高校での活動はその頃からの動きが形になったものでした。精神障がいは他の障がいと比べて歴史的にも差別や偏見があり、それらと戦ってきた経緯もあります。啓発活動は精神障がいに関してまずは知ってもらう、当事者の話を聞き、わからないことを聞いてもらうという地道な活動だと思います。病気や障がいを100%理解してもらうことは難しいですが、少しでも知識や体験があれば地域で生活する当事者とも関わることがあっても極端な対応を取られることは少なくなると思います。今年度の活動の中でも、実際に当事者の方の話を聞いて「外見だけでわからない面もあり、大変な思いをされていることがわかった。」「障がいのある方に実際に話して頂き、街中で障がいのある方と接する時、少しでも手助けできればと心がける様に思いました。」等の感想や、「体験談をお聞きし、みなさんそれぞれの可能性いっぱい社会参加されている様子に感動しました。障がいのある方をサポートする組織の重要性を再確認しました。」「今までは近づいてはいけない、近づけないと思っていましたが、今は健常者と同じようにお話出来るように思います。」等の当事者の気持ちだけでなく、実際の対応や当事者を取り巻く状況への理解も少しずつ進んでいっているのを感じられる言葉もいただいています。これから地域共生社会や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの方向性が厚労省からも示されて、高齢者や生活困窮者、障がい者、児童などの福祉を地域全体で支えていくという体制が望まれています。その土台となる地域の方々が多様な困難を抱える方への理解を深めていくことはこれからも必要な事と考えられます。今年度は地域の方、福祉関係者、高校生などへの啓発活動を計6回実施することが出来ました。サブ協議会の中では他にも教育関係の方への啓発

がしたいというお話もいただいています。今後も継続的に行っていくためには、経済的な支援体制の検討も今後の課題になると思います。活動に参加してくれる当事者の方の裾野を広げたり、当事者も地域の方も一緒に学べるような講師を呼んだり、小さな単位の集まりでも活動が出来たりするには必要な事ではないでしょうか。これからも門真クラブでは当事者の方を中心に、啓発活動をする側も参加する側も楽しく、役に立つような活動をしていって、それが続いていくことができればと思います。報告は以上になります。

会 長： はい、ありがとうございます。ここまでの門真クラブの報告について委員の皆様にかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

E委員：少し質問させていただきます。資料2-3の下から3行目の当事者の過度な負担、過度な負担とはどういう風な負担ですか。

門真市障がい者相談支援事業所あん

： 当事者の方は、いろんな方、統合失調症の方などがいらっしゃるんですが、やはり市民の方の前で話をするのはとても大事なことでありますが、精神的な負担をかけてしまうことで、それをやることは素晴らしいことで、本人もやりたい気持ちもありますが、知らず知らずの中で病状の悪化を招いてしまう、活動がしんどくなってしまいうのも少なくないんです。それを、関係者の方でも支えていく。1人や2人や特定の方だけに負担をかけないで続けていくことが大事なことでと考えています。

E委員：例えば、自分自身が精神障がい者であると表明してしまうとフィードバックしてしまうことはないのですか。

門真市障がい者相談支援事業所あん

： 基本的には、自分の病気をオープンにしてもいいという方が話をします。ただ、そういっても人前で話すと緊張感ですとかプレッシャーですとかもあります。また、フィードバックすることに関しては、アンケートを取ってる場合と主催側で取ってる場合と取っていない場合もあります。今年度門真クラブでは、ご本人がご自分の話をどう受け取っていただけているのか励みにもなるのでしっかり取っていかうなっています。

会 長： はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら、次に、障がい者の理解啓発・理解促進活動について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 池田でございます。それでは、私より、障がい者の理解啓発・理解促進活動について、ご説明させていただきます。資料2-4をご覧ください。各機関・事業所・団体などが市民に対し実施している障がい者の理解啓発・理解促進活動をまとめた資料になります。集約した目的としては、サブ協議会にて、障がい者の理解啓発・理解促進活動について今後啓発活動を進めていくためには、現在、どのような啓発の機会があるのかを知る必要があることからサブ協議会の参画機関で集約をしました。委員の皆様には参考資料としてご覧ください。以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。この資料につきましてなにかご質問、ご意見ございませんでしょうか。そうしましたら次の案件に移りたいと思います。議題

③、自転車を利用した移動支援事業の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 障がい福祉課で池尻でございます。私より、「議題③自転車を利用した移動支援事業の実施について」ご説明いたします。「NPO法人 門真市手をつなぐ育成会」様より出された、「移動支援事業について自転車での利用も認めてほしい」との要望について検討した内容をご報告いたします。この移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うサービスであり、本市の契約する弁護士に確認しましたところ、「移動支援事業は市町村事業として市町村の実情に合わせて実施ができる市町村裁量が認められた事業であり、移動支援事業の提供中に事故等が発生した時の補償は、契約上サービス提供事業所が負うことになるものであるため、そのことを踏まえて、本事業委託契約事業所が自転車を使用した移動支援事業が提供できると判断すれば、利用可能と考えられる」とのことでした。資料3-1「移動支援 自転車利用に関する事業者向けアンケート結果」をご覧ください。この資料は、昨年7月に実施しました第1回目の協議会でもご説明しました資料です。7月の協議会で、その時点の事業者向けアンケートの集計結果を報告いたしましたが、その後のアンケートの提出はなかったため、集計内容は変わっておりません。まとめとしましては、アンケートを実施した98事業所のうち、47事業所から回答があり、そのうち自転車を利用した支援が実施できると回答した事業所は6事業所で、さらにそのうち門真市内にある事業所は1事業所でした。実施できないと回答した事業所は41事業所で、そのうち門真市内にある事業所は14事業所でした。次に実施可能と回答した事業所からの主な意見としては、「①実施できるが利用契約内容などを変更する必要がある」のうちでは、「特に自転車を利用するしないの記載はないので今後は自転車の利用時の注意点や保険の加入などの記載を必要とする。」「補償と安全面の確保。利用者様の身体面について可能である場合。」「自転車事故は、利用者の保険で対処する。」があがっており、「②実施できるが実施するために検討が必要な条件がある」のうちでは、「事業所の保険に関しては、特に変更はなく、自転車のルール等の再認識の必要がある。」「実施を検討したいが、行き先の駐輪代は誰が負担するのか、利用者様、ヘルパーなども皆自転車保険に入ることが条件になる。」「補償や責任の明確化、対応可能なヘルパーの確保、スキルアップが必要。」「本人が普段から自転車を使用していること。」「ヘルパーの指示に従えること。」「自転車使用中に発生した事故について損害賠償を請求しないこと。」があがっています。その他、「②実施でき、現在の安全確保、ヘルパーのスキルなども含め貴事業者で対応できる」のうちでは、「利用者側の保険加入の際の証書のコピー、自転車置き場の料金負担、自転車での事故の際の責任については自己責任とする。」「利用者には保険に加入してもらっている。事故対応は歩行時の転倒と同様に考える。」「乗車中の支援としては、行き先誘導、安全面への配慮、ペース配分、転倒などのトラブル時の対応など。」「公共交通機関では行きにくいところ、時間が大幅にかかること。」というようなご意見を頂いています。一方、実施できないと回答した事業所からの主な意見では、「損害賠償の契約内容の変更が必要になり、保険料の上昇が危惧される。事故発生時の責任の所在が不明のため、保険料の上昇に見合うだ

けの委託料金の引き上げ、或いは、市の補償が必要。」「ヘルパーと利用者様が別々の自転車を使い、移動する際に横並びで走行することは難しい。縦列で走行し何かあった時（自転車の転倒など）ヘルパーは自転車を止めてからしか対応できない。歩行者道路や車道と自転車の走る道がきちんと決まっていな以上、歩行や交通機関利用のガイドと違い責任の所在が難しいと思われる。」「A市では、自転車での支援を認めている利用者様もおられますが、弊社ではお受けしていません。以前、他市で自転車での移動支援中に利用者のスピードにヘルパーがついていけず見失ってしまいました。」「利用者、スタッフのどちらかの自転車が支援中に破損してしまった場合、支援続行するのが難しくなる。」ということもお書きいただいています。「ヘルパーの高齢化もあり体力的に難しい。」「ヘルパー自身の身の安全と利用者様の身の安全を確保することが困難。」「事故時の補償が困難」「移動中はいつでも手を差し伸べられる距離で支援するのが移動支援であると思っている。近くで歩いても転倒や衝突の危険があり自転車での支援は考えられません。」というご意見等もいただいております。時間の関係で主な意見をご紹介しましたが、その他にもご意見を頂いております。資料に記載の意見は、すべての意見を集約したものです。次に、「資料3-2 自転車利用に関する自治体向けアンケート結果」についてご説明します。大阪府が府内の自治体の移動支援事業実施状況を集約されており、その中で自転車利用を認めている4つの自治体に対しアンケートを実施いたしました。1番の質問では、市の責任の範囲について、明示していないのは3自治体が多く、事業者・利用者間での責任のみとしているのは1自治体です。2番の質問では、自転車利用を認める対象者を定めているかに対して、全ての自治体では定めていないとのことです。4番の質問では、移動支援の報酬時間に算定しているかに対して、算定している、算定していない、いずれも2自治体でした。移動支援は公共交通機関を利用するのが原則との考えのもと、自転車利用を認めた例としては、交通費の支払いが困難、自転車利用にこだわりがある、作業所への通所を一人でできるようになるまでの短期間利用を希望されたなど、やむをえない場合や自立のための短期間利用となっているようです。いずれの自治体もこれまでに事故はないものの、安全面や事故発生時の責任の所在について、問題点と考えているのは2自治体ありました。以上が、現在自転車を利用した移動支援事業を実施する自治体へのアンケート結果です。今年度、本市の契約する弁護士と、これらの調査結果や、移動支援事業の内容、関係する法律・判例等、起こりうる事故のケースについて整理し、事故が起こった際に市が負う責任や賠償問題などについて、計3回にわたって協議した結果、行政に対しては、一つ目に常日頃から市は、事業者に対し自転車を利用した移動支援事業の実施に関して適切な指導や、事業実施状況の把握及び監督ができていないと責任が問われること。二つ目に利用者が第三者にけがを負わせた場合では、事業者への指導・監督責任の所在が問われ、市が指導・監督が不十分であった場合に、市の賠償責任を問われる可能性が高いことがあげられ、また、事業者に対しては、一つ目に移動支援中に障がい者が事故を起こした場合には、ヘルパーが事故防止のための指導を怠ったとされ、事業者の過失が問われる場合があること。二つ目に道路交通法を遵守するため、自転車で車道を走っていた場合に事故が起これば、事業者は

車道を走ったことによる支援方法の過失が問われる場合があることなどがあげられました。これらのことから、まとめとしましては、事業者と利用者の契約に基づいて実施している移動支援事業であっても、自治体が業務を委託している以上、事故が起こった場合には利用者と事業者の間の責任の範囲を超え、自治体は事業者への事業実施方法の指導責任、事業の実施状況の把握とそれに伴う監督責任が問われ、賠償責任としては市の責任も問われる可能性があるため、自治体が発行者の安心・安全を確保するための移動支援事業においては、その事業目的を達成するためにも、また、一般市民の安心・安全を確保するためにも実施できないと結論づけました。以上で、自転車を利用した移動支援事業の実施についての報告を終わります。なお、参考資料として、【特報】と記載した判例をお配りしておりますので、ご覧ください。この判例は、事件の内容は違いますが、事業委託した自治体の責任の所在について言及されたものとなっております、判断の参考にしております。以上で報告を終わらせていただきます。

会 長： はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に関してご意見、ご質問ございませんでしょうか。

E委員： 以前、警察官から聞いたのですが、歩道を自転車が走っても違反に問われなかったと言われました。実際そういうことはあり得るのでしょうか。

事務局： 法律上、自転車は車両と見なされ、車道を走るという事が義務付けられていますが道路の状況により歩道を走っても構わないことが認められています。ただ、歩行者優先なので歩道に歩行者がおられた場合、歩行者の安全を確保のための走行をしなければいけませんので、その横をすり抜けるというよりは車道を走る必要が起こってくると思います。それは、道路の状況により時間帯により変わりますので、一律のものではありませんが車道を走らないといけない状況はいつでも発生すると思われまます。

会 長： はい、他なにかございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら次の議題に移りたいと思います。議題④障がい者差別解消法にかかる対応状況について、事務局からのご説明をお願いいたします。

事務局： それでは、引き続き私より、「議題④障がい者差別解消法にかかる対応状況について」ご報告いたします。資料4-1をご覧ください。平成29年度の本市に対する相談事例について、相談内容及び対応状況等をまとめております。

平成29年度の相談件数は11件あり、相談の受付課としましては、人権女性政策課が1件、地域政策課・消費生活センターが9件、教育総務課が1件でした。相談があった11件についての、相談の種別としましては、不快・不満として寄せられた事例が10件、環境の整備に関する相談事例が1件となっており、不当な差別的取扱いに関する相談事例は0件、合理的配慮の提供に関する相談事例も0件でした。多くが不快・不満として寄せられた事例でした。相談分野としては、商品・サービスに関するものが大半を占めて8件となっており、教育に関するものが1件、医療に関するものが1件、その他が1件となっております。相談者は、障がい者本人からの相談が6件、障がい者の家族からの相談が4件、その他が1件で、その他としては小学校に通学する児童に対しての環境整備に関する相談で、学校からの相談となっております。また、障がい種別で見ると、精神障がい者に関

する相談が5件、身体障がい者に関する相談が2件、発達障がい者に関する相談が1件、知的障がい者に関する相談が1件、その他（疑いを含む）が1件、不明が1件となっており、精神障がい者に関する相談が多くなっています。性別・年代では、女性6件のうち、50代・70代がいずれも2件ずつあり、その他は20代、40代が1件ずつとなっています。また、男性5件のうちでは30代が2件あり、その他は10歳未満・50代・70歳以上がそれぞれ1件ずつとなっています。相談に対する対応としましては、問題が解決した事例が2件、助言や相談先を案内して終了した事例が7件、相談者からのその後の相談が無かった事例、そのまま対応せず様子を見たという事例がそれぞれ1件でした。相談の内容としましては、記載のとおりですが、これらはまだ受付けた相談を集約した段階のものであり、事例の内容・その対応等の検討については今後行っていく予定です。以上で資料4-1のご説明を終わります。続きまして、「資料4-2 門真市障がい者差別解消専門会議の実施について」をご覧ください。門真市では、現在、資料中のネットワーク図にありますとおり、門真市障がい者地域協議会及び部会を運営しております。その中で、今年度は障がい者差別解消専門部会として、障がい者差別解消専門会議準備会を開催し、障がい当事者団体様にも参画いただきながら、当事者団体様のご意見等を踏まえた検討ができる場づくりを勧めてまいりました。この1年間の会議開催を踏まえ、今後も当事者団体様には引き続き障がい者差別解消専門部会に参画いただくことを了解していただいております。来年度からは会議名称から「準備会」を取り、正式に「門真市障がい者差別解消専門会議」として、当事者団体様が参画できる場として運営してまいります。今後は、当事者団体様のご意見等をいただきながら、差別解消に関する検討をはじめ、その他の取組にも生かしてまいりたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いたします。以上で、「議題④ 障がい者差別解消にかかる対応状況について」のご説明を終わります。

会 長： はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告に関して何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。そうでしたら、次の議題に移りたいと思います。議題⑤医療的ケアが必要な子どもたちのためのコーディネーターの配置について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局： それでは、引き続き私より、「議題⑤医療的ケアが必要な子どもたちのためのコーディネーターの配置について」ご説明いたします。「資料5 医療的ケア児等コーディネーター養成研修について」をご覧ください。大阪府より、本年1月30日付「医療的ケア児等コーディネーター養成研修について」の通知がありました。「医療的ケアが必要な子どもたちのためのコーディネーターの配置」については、門真市第1期障がい児福祉計画においても、見込み量として平成32（2020）年度に1人を配置することをめざしておりますが、この度、大阪府より「資料5」の通知が来たことにより、本市でもコーディネーターを配置するための人材の確保を進める必要性が生じました。平成31（2019）年度の秋にはコーディネーター養成研修がありますので、それまでに研修の受講条件である「各市町村から医療的ケア児等コーディネーターを担う者として推薦をうけた者で、かつ、市町村から申請のあった者」として適切な人材を確保するための様々な調整等を行わなければなりません。その方向

性といたしまして、委員の皆様から人材確保のための方策について、どのような人材が適しているのかなどについて、ご意見を伺いたいと思っております。なお、「医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質・役割」といたしましては、「資料5」の下段の枠中に記載の、医療的ケア児等に関する専門的な知識と経験の蓄積、多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力、本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり、医療的ケア児等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）、本人のサービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を作成する相談支援専門員のバックアップ、地域に必要な資源等の改善、開発にむけての実践力と示されております。例示としましては、基幹相談支援センター等の相談支援専門員や医療分野に関する助言等を行う訪問看護師、保健センター等の保健師等、とされており、その中から選定し、確保に努めるよう求められているところでございます。ご意見等、よろしくお願いたします。

会 長： はい、ありがとうございました。この医療的ケアコーディネーターについては、国もきちんとした指針もあまり出して来なかったわけで、ようやく府から出てきたわけですけれども、こういった形で動き出しているわけですので、門真市さんとしてもこれから動いて行かざるをえないわけですけど、計画上では32年度末までにといいことで、時間はありますが、ただ、人の問題ということで慎重に考えていかないといけないわけでありまして。例示として、基幹相談支援センターや医療分野に関わっている訪問看護など例示で出されているけれどもこれに関しては、市の独自の考え方でもいいわけでもあるんですね。委員の皆様の見解を頂ければと思うんですけども。B委員さん、どうですか。

B委員： 保健所ですので医療的ケア児を担当させていただいていますのと、あと重心施設、大阪市内等の施設を経験した中で、やはり医療的ケア児のコーディネーターになると現在、大人に付いているケアマネージャーさんとは違って教育部門であるですか、少し違った部分のコーディネートができる能力も必要になってきます。それとその方の医療的ケアというものも実は、文言自体何を指しているのか、医療的ケアを何処までを言っているのかを常日頃から気にしながら読まない。例えば、小児科が言っている医療的ケアは高度な医療的ケアを言っているし、行政だと鼻注チューブも入っていたり、非常に幅広く取っているのもそのあたりの用語の整理とか整合性を取って進めていかないといけない。たぶんこれは、すべてをトータルコーディネートできる方ということかなりのいろんな経験を持たれた方でないと。市に一人いないといけないとなるとかなり難しいと思います。一気に育てて行かれるのは難しいのかな、と思うのですが、すごく医療に特化した知識がないとだめかと言われると、そこは教えてもらいながら、勉強しながらでも大丈夫かと思えます。府は比較的保健師さんの中から育てたいな、と思いをもちながら。ただ、いろんな医療的な、重心のいる施設なんかはコーディネーターはMSWさんがされています。そのあたりは模索していただければと思います。

会 長： 基本的には医療職、保健師さんがいいかな、と思いますね。ただ、いろんなこと、医療的なことや教育的なこといろんな面でのノウハウがいることですし、少し考慮していくことがいるかと思えます。他なにかございませんでしょうか。I委員なにかありませんでしょうか。

I 委員： 門真市の身体の障がいがある方は交野支援学校に通学して、本校はそうではないですが、守口支援学校の開校の時のいろんな経緯の中で一部、守口市在住の方で医療的ケアのある方の在籍が何人かいるという事で話を聞いていました。たぶん支援学校に通っているような方については、私たちのような知的障がいの学校であって、もしその方が在籍であってもそれに伴って教員定数を崩して看護師を付けていく中で保健室に養護教諭がいらっしゃるし、いろんな意味でコーディネートするようなことができるかと思うんですが、一般校へ進みたいと希望されている医療的ケアの方たちの方が教育を受ける体制が取りにくいので地域の関係機関と医療と学校を広く見てそういったことについて働きかけを親御さんにする人がいるんだろうな、と聞いていました。それ以上のイメージが私には付かないのですが、学校現場にも関わったことがある看護師や養護教諭の経験がある方がいいのではないかと思います。ちなみに、学校の中での医療的ケアについては看護師が行う事にはなっていますが、担当にあたった先生方は、府の基礎研修に行かないといけないことにはなっているので、補助的な浅い意味の医療的ケアについては、肢体不自由支援学校の先生方にはできる方がたくさんいます。

会 長： ありがとうございます。

事務局： 今いただいた意見を参考にいろいろ考えていきたいと思います。こちらからご相談に行かせていただくところを検討させていただく際に今頂いたご意見を必要な時はお聞きしたと思っています。宜しく願いいたします。

会 長： そうしましたら、議題6その他、自殺対策計画策定及び障害者優先調達目標と実績（経年）について事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 障がい福祉課、東谷でございます。それでは、自殺対策計画についてご説明いたします。自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義した改正自殺対策基本法が平成28（2016）年4月に施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。本市におきましては、外部委員からなる「門真市自殺対策計画審議会」及び庁内職員からなる「門真市自殺対策計画策定委員会」を設置、それぞれ4回の会議を開催し、また、市民に対して市民アンケート、パブリックコメント実施いたしました結果、先日2月20日の「第4回門真市自殺対策計画審議会」にて、審議会会長より市長に対し「門真市自殺対策計画（案）」の答申を頂戴したところであります。今後、3月末までに計画書を完成させ、広報かどま4月号及び市ホームページにて周知を行っていく予定にしております。以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。何か委員のみなさん、ご意見ご質問などございますでしょうか。

事務局： 申し訳ありません、障がい者優先調達推進法についてご報告させていただきます。障害者優先調達目標と実績の資料でございますが、前回の協議会にてお配りした資料に誤りがありましたので、訂正いたしました。訂正箇所ですが、平成29年度の物品の実績の部分で215万4,616円としておりましたが、正しくは、257万3,016円となっております。以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。何か委員のみなさん、ご意見ご質問などございますでしょうか。物品は伸びていますが、役務の方がずっと0ですね。役務は難しい

ですか。

事務局： 29年度までは役務が実績はないのですが、30年度は実績が出ます。まだいくらかはちょっと。実績はあります。

会 長： ほかが質問、ご意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

事務局： すいません。先ほどの議題5の件でお聞きしたいことがあります。具体的に保健婦さんや養護教諭など意見を頂いたのですが、訪問看護師さんとかがどうなのか、現場に詳しいので少し考えていたのですが何かご意見ございましたらいただきたいのですが。

B委員： いいと思います。可能だと思います。動きやすいかと思います。小児科医の中でも医療レベルで見ても少し頑張ってくれたらいいという事があり、ドクターのバックアップがある方が動きやすいかと思います。

事務局： ありがとうございます。

会 長： そうでしたら、今後の予定をお願いいたします。

事務局： それでは、今年度の協議会は以上をもちまして終了いたします。委員の皆様には、2年に渡りさまざまなご意見を頂戴しましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。なお、来年度の協議会につきましては、新たに2年の任期として委員の委嘱をさせていただく予定です。つきましては、3月中旬に各機関の代表者様へ委員の推薦依頼を行う予定です。来年度の会議回数といたしましては、7月、2月の年2回の開催を予定しております。

今後ともよろしくをお願いいたします。また、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

会 長： はい、ありがとうございました。なにかご質問ございますか・よろしいでしょうか。それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございました。皆様、今後ともよろしくをお願いいたします。